

令和 8 年 9 月 25 日

I 開発指導要綱 第 38 条第 2 項の取扱いについて

(適 用 除 外)

第 38 条 市長は、国又は地方公共団体が行う公共施設整備事業又は市の施策上特別の事情等がある場合には、開発審査会に意見を求め、この要綱の一部の規定を適用しないことができるものとする。

2. 本市域において、都市計画法に基づき地区計画が定められた区域内については、この要綱の規定を適用しないことができるものとする。

(以下略)

開発指導要綱施行基準

中高層建築物施行基準

交野市開発指導要綱第 18 条に定める中高層建築物の建築に関する施行基準は次のとおりとする。ただし、地区計画が定められている区域内における中高層建築物の建築に関しては、当該地区計画の定めにかかるためこの施行基準の規定は適用しないものとする。

【地区計画区域内における中高層建築物施行基準の適用除外について】

地区計画区域内に中高層建築物を建築する場合、地区計画に建築物の高さの最高限度が定められていない場合についても『中高層建築物施行基準』は適用しない。

【地区計画区域外に日影等の影響を及ぼす恐れがある場合について】

日影等の影響を受ける範囲(事前説明範囲図参照)に当該地区計画が定められていない区域が含まれる場合は、上記にかかわらず『中高層建築物施行基準』の次の各号に掲げる事項について適用するものとする

- (1) 中高層建築物施行基準 1.周辺環境との調和 (1) から (3) まで
- (2) 中高層建築物施行基準 3.事前説明 (1) から (2) まで